

## 会 議 録

会 議 録	平成28年度 山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議（第1回）		
開 催 日 時	平成28年7月12日（火）午後4時00分～午後5時00分		
開 催 場 所	山陽小野田市役所 本庁舎3階 大会議室		
出 席 者	小野田ボランティア連絡協議会 養護老人ホーム長生園 山口県理学療法士会 山口県看護協会小野田支部 特別養護老人ホーム高千帆苑 市 民 代 表 山陽小野田市老人クラブ連合会 小野田在宅介護者の会とらいぼっど	秋本和美 今 田 格 江本尋美 小倉昌子 川野広子 野村智香 平 田 武 村田晴美	市 民 代 表 麻野美智子 山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会 上村篤子 市 民 代 表 大田博美 山陽小野田市民生児童委員協議会 河口軍紀 山口県作業療法士会 永富恵子 小 野 田 医 師 会 萩田勝彦 山陽ボランティア連絡協議会 水田愛子 一般社団法人小野田歯科医師会 山田文隆
欠 席 者	学識経験者（宇部フロンティア大学） 山陽小野田市社会福祉協議会 厚狭歯科医師会 厚狭郡医師会 山陽小野田薬剤師会	江藤真紀 岡本志俊 嶋田修士 田中俊朗 藤原哲	委 員 数 21人 出席者数 16人 欠席者数 5人
事務担当課 及び職員	健康福祉部長 河合久雄 高齢福祉課主幹 塚本晃子 高齢福祉課主査 河上雄治 地域包括支援センター主任 荒川智美 地域包括支援センター技師 岩村庸平	高齢福祉課長 吉岡忠司 高齢福祉課技監 尾山貴子 高齢福祉係長 古谷雅俊 地域包括支援センター主任 古谷直美 高齢福祉係主事 岡田靖仁	
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 辞令交付（委員1名の交代に伴う）</li> <li>2. 健康福祉部長挨拶 会長挨拶</li> <li>3. 議事（審議事項） <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）総合事業について</li> <li>（2）介護予防・生活支援サービス事業（案）について</li> </ol> </li> <li>4. その他のサービスの今後の方針</li> <li>5. その他</li> </ol>		
会 議 結 果	<p>1 について</p> <p>山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会内部での委員交代により、流田幸彦が退き、後任として推薦のあった上村篤子に対し、辞令の交付を行った。</p>		

2について

健康福祉部長が挨拶を行った。

会長が挨拶を行った。

3 (1) (2) について

事務局が下記のとおり説明した。

新しい介護予防日常支援総合事業（以下総合事業という。）の導入により、要支援1・2の者について訪問介護（ヘルパー）及び通所介護サービス（デイサービス）が介護給付の内容でなくなり、総合事業へと移行する。この体制をどのように変化させていくかについて意見を伺いたい。

厚生労働省が想定している事業形態はあるが、必ずしも例示のとおりではなく、市町村に応じた形で準備を進めることが出来る。

市では、総合事業の内容として、訪問・通所介護共に現行相当、A（緩和した基準によるサービス）及びB（住民主体による支援）の整備を考えている。これらの単価は予防給付サービス額を上限とするという規定がある。

通所介護サービスについては、現行相当、基準を緩和したもの（A1）、基準を緩和し時間も短縮したもの（A2）、住民主体のもの（B）の体制整備を検討している。そのうち現行相当、A1、A2については、現在、介護保険の通所介護事業をおこなっている事業者で市の指定を受けたものを委託先としてサービス提供を行う予定である。

単価について、現行相当は介護給付と対象者は変えているが単価は同額としている。これに対して、A1の単価は現行相当の7割の額、A2は現行相当の5割の額を想定している。これは、A1は人員配置の基準を緩和することで人件費の削減が見込めるためであり、A2はそれに加え、サービスの提供時間が短いためである。

総合事業への移行は、まずほとんどの者が現行相当に移行し、その中でも専門的な支援が必要ない者、要支援1で程度の軽い者、または単なる閉じこもり予防の者などは随時緩和したA1やA2に移行していくことを想定している。Bは事業を行う目途はないが、Bを運営できる団体が現れたときに円滑に補助が出来るよう形を整えておく必要があると考えている。

サービスの変更にあたっては利用者に混乱が少なくなるよう単価等は近隣他市と可能な限り足並みをそろえることを検討し

ている。

訪問介護サービスについては、現行相当、専門的な生活支援が必要なもの（A1）と専門的な支援が必要ないもの（A2）の体制整備を検討している。

移行の形としては、先ずほとんどの者が現行相当に移行するが、将来的に現行相当は身体介護が必要な者のみを対象となるよう整備することを考えている。委託先として、A1について市の指定を受けたヘルパー事業所、A2についてシルバー人材センターや民間事業者を検討している。Bは事業を行う目途はないが、Bを運営できる団体が現れたときに円滑に補助が出来るよう形を整えておく必要があると考えている。

訪問介護に関しては、単価等について市独自体制で行う予定である。

以上が現時点での案である。これについてご意見をいただきたい。

○質疑応答は、以下のとおり。

委員：現在要支援1または2の者は、今と同じサービスが受けられるという解釈でよろしいか。利用料が変わることにより、サービスの質が落ちることは考えられないか。

事務局：必ずしも全く同じサービスが受けられるわけではないが、その人にとって必要なサービスが受けられるという点に変わりはない。また、基準緩和したもので十分対応できるとなれば、利用できるサービスまたは施設が変わる可能性はある。また、その人にとって必要なサービスが受けられるよう調整するため、サービスの質が落ちることは無い。

委員：認知症を患っている者にとって施設が変わるということは大変な負担となるがどう考えているか。

事務局：他市の状況を見ると9割がたの事業所が総合事業の指定を受けており、ほとんどの利用者が今の事業所で継続してサービスを受けられる可能性は高いと考えている。またこの事業の対象者は要支援1または2の者であり、重度の認知症状がある者は現実に殆どいないと思われる。

委員：自治体毎に制度や報酬が異なることで事業者が特定の利用者を最優先することが考えられないか。

事務局：そういった最優先が生じないためにデイサービスについては料金を同じにして行う予定である。

委員：サービス利用の手続きについて、従来と同じ手続きで利用できるのか、それとも新しい手続きが必要となるのか。混乱がないようお願いしたい。

事務局：様式が変わることはあり得るが、ケアマネジャーが関わることには変わりなく、ケアマネジャーと利用者が共に手続きを行うため混乱はないと考える。

委員：要支援1または2の者のケアプラン作成はこれまで通り外部委託もあると考えてよいか。

事務局：これまで通りお願いしたいと考えている。

委員：サービスの利用に限度額はあるのか。

事務局：支給限度額が存在するものと存在しないものがある。前者については、基本的に限度額の範囲内で利用者に必要なサービスを管理していく。

委員：訪問介護の現行相当において、身体介護を想定しているという話があったが、要支援者に身体介護は必要なのか。

事務局：実際のケースとして、不安感から入浴介護が必要な場合等が想定される。

委員：総合事業における事業所の指定について、これまでは要支援者も要介護者も同じ施設を利用できていたが、今後も同じ施設を使うことが出来るという理解でよいか。

事務局：指定の基準をどう設けるかによって変わってくるかもしれないが、概ね同じ施設が使えることになるのではないかと考えている。

委員：訪問介護サービスは、家の中にヘルパーが入ることが必要となるため、従事者には研修などを通してしっかり指導を行って欲しい。

事務局：事業の今後を考える上での参考とさせていただく。

4 (3) について

事務局が下記のとおり説明した。

・高齢者友愛訪問活動事業は、高齢者の不安感の解消及び地域での交流の促進のために、現在、市内の老人クラブ連合会に委託しているが、老人クラブの数が減少していること、老人クラブ会員の見守りしかできず、高齢者を網羅できていないこと、また総合事業の中で地域での見守り等も模索していくため本年度で事業の終了を検討している。

・軽度生活援助事業は、介護保険制度上の認定を受けていない者に対してホームヘルパーが軽微な生活支援を行う事業であるが、総合事業の介護予防生活支援サービスにおいて大部分の者が対象となるため、本年度で事業の終了を検討している。

・日常支援型給食サービスは、独居高齢者の見守りと栄養改善を目的として昼食を配達する事業であるが、同様のサービスを同価格帯でおこなう民間事業者が増加したため、今後の事業のあり方を検討したい。

・介護予防型デイサービス事業は、介護保険制度上の認定を受けていない者に対して、閉じこもり予防のためデイサービスの場を提供している事業であるが、総合事業に移行し、現行のままでの継続ができないため今後のあり方を含めて検討したい。

○質疑応答は、以下のとおり。

委員：いきいきデイサービスは廃止されるのか。

事務局：廃止が決定しているわけではない。いきいきデイサービス対象者の7割程度が総合事業の対象となるが、残りの者についてどうするべきがご意見があればいただきたい。

委員：配食サービスはどのくらいの人が利用しているのか。

事務局：約80名程度の人が利用している。月曜日から金曜日まで毎日利用している者も居るが、1週間に1度の者も居る。

委員：軽度生活援助事業が廃止するとなれば、一時的にヘルパー支援が必要となった者は何を頼ればよいのか。

事務局：総合事業の訪問介護が挙げられる。また、その対象外であれば民間のヘルパー事業所を紹介するなど、利用できるものを共に探すことになる。

5. その他について

事務局から地域密着型サービス事業者の指定について、現在の状況や今後の予定を報告した。

平成29年4月までに作る必要があるため、それに向けて今後進めていく。

在宅医療・介護連携の推進と生活支援サービスの体制整備の進捗状況について報告した。

現在、市全域で支えあいの地域作りを行うための第1層協議体の設置及びより生活圏域に近い、小学校区毎に第2層協議体を設置したいと考えている。第1層協議体については近日立ち上げ予定である。

～ 閉会 ～